

新型コロナウイルスが「乙類乙管」になった後の 受刑者の救済措置について¹⁾

孫 文*

目 次

1. 問題の所在
 2. 新型コロナウイルス感染症関連刑事事件の処罰根拠
 - (1) 中国刑法旧第330条について
 - (2) 刑法修正案（十一）による法改正
 3. 中国刑法第330条の具体的理解と適用
 4. 伝染病防止妨害罪関連事件に対する実務の現状
 5. 判決が確定した受刑者に対する救済措置
 - (1) 新型コロナウイルスを「乙類乙管」とする新たな規定
 - (2) 賀氏、韓氏伝染病防止妨害事件の判決
 - (3) 中国現行刑法および司法解釈における関連規定
- 終わりに

1. 問題の所在

2019年末に爆発的に広がり、現在も続いている「新型コロナウイルス」の感染拡大を受けて、中国政府は積極的な措置を取って伝染病の蔓延をコントロールしてきた。しかし、通報、強制検査、スクリーニング、隔離及び検疫要求などの措置による感染拡大対策は、個人のプライバシー権、個人の自由などの権利との衝突を避けられず、国民の自由と公衆衛生の保護

* スン・ウェン 中国華東政法大学刑事法学院特聘副研究員

1) 本稿は、上海浦江人材計劃「医療領域人工知能的刑事責任」（プロジェクト番号 2019 PJC039）の段階的成果物である。

との間で緊張関係が生じている。近年の新型コロナウイルスに対する「乙類甲管²⁾」の実施も、通常はほとんど適用されることのない伝染病防止妨害罪の活発な適用を促した。

「乙類甲管」の実施から約3年が経ち、新型コロナウイルスはついに乙類管理に分類されることとなった。2022年12月26日、国家衛生健康委員会は「新型コロナウイルスによる肺炎」を「新型コロナウイルス感染症」に改称する旨を発表した。国务院の承認を経て、2023年1月8日から、新型コロナウイルス感染症に対する甲類感染症予防・管制措置が解除された。その後、2023年1月7日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、税関総署が新型コロナウイルス感染症関連刑事事件について共同で公布した通知において新型コロナウイルス感染症関連事件の被告人の勾留強制措置を速やかに解除すべきであるとの指摘がなされた。

しかし、判決が確定した受刑者をどのように処遇すべきかについて、現行法規と司法解釈の規定はその受刑者にとって有利ではない。中国遼寧省のトラック運転手2人が、2022年10月31日に伝染病防止妨害罪で4年の刑を言い渡され、判決が確定した。新政策が施行された後の1月13日、綏中県法院は、葫芦島市中級法院に再審を申し立てた。

そこで、以下では、まず(2)新型コロナウイルス感染症関連刑事事件の処罰根拠、(3)中国刑法第330条の具体的理解と適用、(4)伝染病防止妨害罪関連事件に対する実務の現状及び(5)すでに判決が確定した受刑者に対する救済措置から、新型コロナウイルスが「乙類乙管」に分類される以前にすでに確定判決を受けた受刑者の処遇問題を検討する。

2) 中国伝染病予防治療法では、感染症を感染力や流行状況、危険度に応じて、甲類、乙類、丙類の3種に分類している。甲類に分類されている感染症はペストとコレラの2つのみであり、感染者の隔離、濃厚接触者のトラッキングなどが必要となっている。COVID-19は乙類感染症に分類されていた。これは狂犬病、HIV、マラリアなどと同じ分類であり、感染者の隔離、濃厚接触者のトラッキングなどが要求されない。「乙類甲管」とは、乙類伝染病に分類され、甲類感染症のように管理することを指す。また、「乙類乙管」とは、乙類伝染病に分類され、それに従って管理することを指す。

2. 新型コロナウイルス感染症関連刑事事件の処罰根拠

(1) 中国刑法旧第330条について

新型コロナウイルスが蔓延し始めた2019年末、当時の中国刑法旧第330条伝染病防止妨害罪は、「伝染病予防治療法の規定に違反して、次に掲げるいずれかの事情により、甲類伝染病の蔓延を引き起こし、又は重大な蔓延の危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘禁刑に処する。結果が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する」と規定していた。条文の規制対象は「甲類伝染病」に限られていた。2003年にSARSが猛威を振るった際、規制の対象となる伝染病の種類が少なかったことが明らかになった。伝染病防止妨害罪の適用が困難であり、立法が不足していたことに対して、2004年に改正された伝染病予防治療法は、「SARSウイルスによる肺炎」を乙類感染症に組み入れ、「乙類分類、甲類予防・管制」の制度を創設した。一部の乙類感染症を伝染病防止妨害罪の規制対象に含めることを目的として、改正後の伝染病予防治療法第4条の規定に基づき、「乙類伝染病のSARSウイルスによる肺炎、炭疽における肺炎疽、人感染高病原性鳥インフルエンザに対して、本法でいう甲類伝染病の予防、管制措置をとる。その他の乙類伝染病及び突発的な原因が不明な伝染病が本法にいう甲類伝染病の予防、管制措置をとる必要がある場合、國務院衛生行政部門は速やかに國務院の認可を受けた後に公布、実施する……省、自治区、直轄市人民政府は本行政区域内で多発するその他の地方性伝染病に対して、状況に応じて乙類又は丙類伝染病に基づいて管理し、かつ公布することができ、國務院衛生行政部門に届け出ることが必要となる」とされた。2013年に伝染病予防治療法が改正された際も、同条の内容は維持された³⁾。

3) 時延安＝陳冉＝教博『刑法修正案（十一）評注与案例』（中国法制出版社、2020年）417-418頁参照。

2008年6月に最高人民検察院と公安部が公布した「公安管轄の刑事事件立件・訴追基準に関する最高人民検察院，公安部の規定（一）」の第49条第2項は、「甲類伝染病」について拡大解釈を行った。この規定によれば、本条と本規定第50条に規定する「甲類伝染病」とはペスト，コレラを指し、「甲類によって管理される伝染病」とは，乙類伝染病におけるSARSウイルスによる肺炎，炭疽による肺炭疽，人感染高病原性鳥インフルエンザ，國務院衛生行政部門が必要に応じて國務院の認可を経て公布・施行するその他甲類によって管理する必要のある乙類伝染病及び突発的な原因不明の伝染病を指す。これで司法の整備によって，伝染病防止妨害罪の規制対象の「伝染病種類」を「乙類甲管」までに拡大することが確立された。しかし，このような司法の操作は，罪刑法定主義から見れば許されない類推の疑いがある。文理解釈の観点から見ると，我が国の伝染病予防治療法第3条が伝染病を甲類，乙類，丙類に分けている以上，「甲類によって管理される乙類伝染病」を「甲類伝染病」の範囲に組み入れることは明らかに文言解釈の範囲を超えている。このような状況を改善するためには，刑法の改正が必要であった⁴⁾。

この問題は，新型コロナウイルスによる肺炎の感染爆発後，より顕著になった。2020年1月20日，国家衛生健康委員会は國務院の認可を経て，新型コロナウイルスによる肺炎を伝染病予防治療法が規定する乙類伝染病に組み入れ，甲類伝染病の予防・管制措置を講じた。2020年2月6日，最高人民法院，最高人民検察院，公安部，司法部が公布した「新型コロナウイルスによる肺炎の感染の予防・管制を妨害する違法犯罪を法律に従い処罰することに関する意見」は，衛生防疫機関が伝染病予防治療法に基づいて施行した予防・管制措置を拒否し，新型コロナウイルスの蔓延を引き起こし，又は蔓延の重大な危険がある場合は，刑法第330条の規定に基づき，伝染病防止妨害罪として有罪とし，処罰するとする。司法の整備によって

4) 時=陳=敖・前掲注3)418頁参照。

「甲類によって管理される乙類伝染病」が「甲類伝染病」に組み入れられることを改めて肯定したことは、関連犯罪行為を効果的に処罰することから言えば一定の合理性があるが、罪刑法定主義の観点から言えば、刑事立法の改正が急がれる⁵⁾。

(2) 刑法修正案（十一）による法改正

伝染病予防治療法などの法律の規制対象との適合を図るために、2021年3月1日から施行された刑法修正案（十一）は、新型コロナウイルスによる肺炎の感染症予防・管制の必要性に基づいて、刑法第330条の伝染病防止妨害罪について法改正を行った。改正前と改正後の条文の内容の比較は次の表1を参照されたい。

表1

旧条文	現条文
<p>第330条【伝染病防止妨害罪】①伝染病予防治療法の規定に違反して、次に掲げるいずれかの事情により、甲類伝染病の蔓延を引き起こし、又は重大な蔓延の危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p> <p>(1) 給水機関が供給した飲用水が国の規定した衛生基準に達していなかったこと。</p> <p>(2) 衛生防疫機関の提出した衛生上の要求に従わず、伝染病の病原体に汚染された汚水、汚物又は糞尿に</p>	<p>第330条【伝染病防止妨害罪】①伝染病予防治療法の規定に違反して、次に掲げるいずれかの事情により、甲類伝染病及び法により甲類伝染病の予防、管理措置を取る伝染病の蔓延を引き起こし、又は重大な蔓延の危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p> <p>(1) 給水機関が供給した飲用水が国の規定した衛生基準に達していなかったこと。</p> <p>(2) 疾病予防管理機関の提出した衛生上の要求に従わず、伝染病の病</p>

5) 時=陳=教・前掲注3)419頁参照。

<p>対して消毒処理をしなかったこと。</p> <p>(3) 伝染病患者，病原体保有者又は伝染病の疑いのある者が，國務院衛生行政部門の規定により禁止された伝染病を蔓延しやすい仕事に従事することを許可し，又は放任したこと。</p> <p>(4) 衛生防疫機関が伝染病防止治療法に基づいて勧告した予防又は防止措置の執行を拒否したこと。</p> <p>② 組織体が前項の罪を犯したときは，組織体に対して罰金を科するほか，その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者も，前項と同様に処罰する。</p> <p>③ 甲類伝染病の範囲は，中華人民共和国伝染病予防治療法及び國務院の関連規定によりこれを定める。</p>	<p>原体に汚染された汚水，汚物，場所及び物品に対して消毒処理をしなかったこと。</p> <p>(3) 伝染病患者，病原体保有者又は伝染病の疑いのある者が，國務院衛生行政部門の規定により禁止された伝染病を蔓延しやすい仕事に従事することを許可し，又は放任したこと。</p> <p>(4) 伝染病地域で伝染病病原体に汚染された物品，又は伝染病病原体に汚染されうる物品を販売し，又は輸送し，消毒処理を行わないこと。</p> <p>(5) 県レベル以上の人民政府又は疾病予防管理機関が伝染病防止治療法に基づいて勧告した予防又は防止措置の執行を拒否したこと。</p> <p>② 組織体が前項の罪を犯したときは，組織体に対して罰金を科するほか，その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者も，前項と同様に処罰する。</p> <p>③ 甲類伝染病の範囲は，中華人民共和国伝染病予防治療法及び國務院の関連規定によりこれを定める。</p>
--	---

刑法修正案（十一）は，刑法第330条に規定された伝染病防止妨害罪について，以下の4つの改正を行った。

その一は，「法により甲類伝染病の予防，管理措置を取る伝染病」を本罪の伝染病の範囲に追加するとしたことである。改正前は，甲類伝染病のみに本罪を適用することができるとしていたが，改正後は，「伝染病防止

妨害罪」の適用範囲を「甲類伝染病症」から「法により甲類伝染病の予防、管理措置を取る伝染病」に拡大した。

その二は、刑法第330条第1項第2号の「衛生防疫機関」を「疾病予防管理機関」に、及び第5号(旧第4号)の「衛生防疫機関」を「県レベル以上の人民政府又は疾病予防管理機関」に改正したことである。

その三は、刑法第330条第1項第2号の「糞尿」を「場所及び物品」に改正したことである。

その四は、伝染病防止妨害罪の行為類型を増設したことである。「伝染病地域で伝染病病原体に汚染された物品、又は伝染病病原体に汚染される物品を販売し、又は輸送し、消毒処理を行わないこと」を刑法第330条第1項第4号として追加した⁶⁾。

上述の改正は、伝染病防止妨害罪の行為類型を増やし、今後該当の行為を処罰する際に法的根拠を提供するものであるが、このような行為を処罰することの正当性や法改正以前に言い渡された判決の妥当性については、依然として疑問が残る。

3. 中国刑法第330条の具体的理解と適用

最高人民法院が公表した伝染病防止妨害犯罪の処罰についての典型的な判決と最高人民検察院が公表した全国検察機関の新型コロナウイルスによる肺炎の感染予防・管制措置を妨害する犯罪に対する典型的な判決に基づき、中国刑法第330条の「伝染病予防治療法の規定に違反」するとの文言は、拡大的に解釈すべきであると一般的に考えられる。ここにある伝染病予防治療法は伝染病の予防・管制に関する法律体系であり、伝染病予防治療法、突発的事件対処法、突発的公衆衛生事件応急条例など、一連の感染予防・管制に関連する法律法規と國務院の関連規定が含まれる。中国の伝

6) 勞東燕編『刑法修正案(十一)条文要義：修正提示、適用指南与案例解説』(中国法制出版社, 2021年) 277頁参照。

染病予防治療法は、各級政府と関連部門が伝染病の予防・管制、解消のために取ることができる措置を明確にしており、伝染病予防・治療の主要な法的根拠の一つとなっている。同時に、突発的事件対処法、突発的公衆衛生事件応急条例、国家突発的公衆衛生事件緊急対策案などの法規および規定は、各級政府と関連部門が突発的公衆衛生事件に対応するために取ることができる行政措置を明確にしており、突発的感染症の予防・管制の重要な法的根拠となる。裁判例によると、滞在歴や濃厚接触歴を故意に隠すなどの予防・管制規定に違反する行為には、伝染病防止妨害罪が言い渡され得る⁷⁾。

例えば、青海省湟中県人民法院が判決を下した「苟氏伝染病防止妨害事件」は、新型コロナウイルスによる肺炎患者が感染予防・管制措置に抵抗したことを理由として犯罪を構成すると判断された全国初の刑事事件として、代表的な事例である。2020年1月16日、青海省西寧市の新型コロナウイルスによる肺炎の感染予防・管制の期間中、苟氏とその息子は感染が蔓延する地域から西寧に戻り、1月17日19時に西寧に到着し、その間複数回にわたって親戚や友人と会い、宿泊した。1月23日、村委員会が西寧に戻った人に対して行った新型コロナウイルスによる肺炎の感染状況調査・登録作業に際して、苟氏は当委員会の要求に従わず、登録しなかった。1月24日、西寧に到着した時間と同行者の状況の調査に対して、苟氏は到着時間とその息子が西寧に戻ったことを秘匿した。苟氏は、1月25日午前親戚数人と食事をし、午後には自宅に戻ったが、その夜に行われた感染状況の調査に対して、すでに西寧に戻って40日余りが経過しており、また、切符を失くしたと嘘をついた。1月27日午前8時頃、苟氏は病院で診察を受け、新型コロナウイルスによる肺炎の感染が疑われる患者に該当すると診断を受けた。1月30日、苟氏は、青海省疾病予防・管制センターの再度のPCR検査で陽性となり、新型コロナウイルスの感染が確認された。

7) 劣・前掲注 6) 281頁参照。

苟氏は自身の新型コロナウイルス感染が確認された後も、衛生防疫機関の調査員に対し、意図的に行動履歴と自分の濃厚接触者に当たる者の情報を隠した。苟氏が住む村の村民および一部の来訪者計900人余りが隔離され、息子ら親族3名が新型コロナウイルスによる肺炎に感染していることが確認された。裁判所は、被告人の苟某は伝染病予防治療法の規定に違反すると判断した。苟氏が、国家衛生健康委員会が新型コロナウイルスによる肺炎に対して甲類感染症の予防、管制措置をとると宣言した後、武漢の居住歴を報告すべきであることを知りながら、故意にこれを秘匿し、予防・管制措置の執行を拒否し、自己隔離を行わず、ウイルス蔓延の危険を引き起こしたことにつき、当該行為は刑法に違反し、伝染病防止妨害罪を構成するとして、苟氏に懲役1年の判決を言い渡した⁸⁾。

このような実務の判断に対して、行為者が刑法330条伝染病防止妨害罪を構成するために、予防・管制措置の執行を拒絶する行為があるほか、甲類伝染病または法により甲類伝染病の予防・管制措置を取る伝染病の蔓延又は蔓延の深刻な危険を引き起こした状況が必要であると主張する学者が存在する。具体的には、多数の人に新型コロナウイルスによる肺炎を感染させたか又は多数の人にそのような感染の疑いを引き起こしたことが必要になる。伝染病防止妨害罪を公衆衛生に危害を及ぼす犯罪であると考えれば、行為者が共同生活を営む家族間で感染症の蔓延をもたらした場合、一般的に犯罪として処理すべきではない。一般的な予防・管制措置に違反する行為に対しては、警察機関が治安管理处罰法に基づき治安管理处罰を与えるか、または関連部門がその他の行政処罰を与えることができる⁹⁾。

また、保護法益の観点から、ある行為が伝染病予防・管制の秩序に違反し、同時に公衆衛生と国民の健康に対する権利への危険を引き起こした場合にのみ、伝染病防止妨害罪と認定される可能性があると主張する学者も

8) 青海省湟中县人民法院(2020)青0122刑初40号刑事判決書。

9) 勞・前掲注6)283頁参照。

いる¹⁰⁾。

反対意見として、「裁判官が被告人に『蔓延の深刻な危険がある』と認定する際、被告人が防疫措置に抵抗したために他人が隔離観察されることになった結果を判断の根拠とすることが多い。しかしこの際の人数は、何人が隔離観察されれば、犯罪が成立するのだろうか。……ウイルス感染には潜伏期間がある。被告人の行為と他人の感染確定診断との間の因果関係をどのように判断するか、因果関係の判断に影響を与えるその他の介入要因が存在する可能性があるが、これらの問題が解決されなければ、『蔓延の深刻な危険性がある』と認定することは困難である」との主張が存在する¹¹⁾。

4. 伝染病防止妨害罪関連事件に対する実務の現状

中国最高検が公表したデータによると、2020年2月から8月にかけて、全国の検察機関は疫病関連犯罪を理由として8706人を逮捕し、14056人を起訴した。2022年2月までに、全国の検察機関は疫病関連犯罪9377人を逮捕し、15666人を起訴した。すなわち、全国の検察機関が2020年2月から8月までに逮捕した人数は2022年2月までに逮捕した人数全体の93%を占め、起訴した人数は全体の90%を占めた。中国裁判文書公式サイトにおいて、関連する71件の伝染病防止妨害罪のうち、2020年度の事件は全部で64件、2021年度は全部で7件である。これは、我が国の司法機関が感染症を背景とした重罰化の刑事政策について反省と調整を行い、より理性的かつ慎重になっていると理解すればよいであろう¹²⁾。

10) 張小寧「妨害伝染病防治罪的適用分析」青少年犯罪問題2022年第6期44-61頁参照。

11) 張桂霞「突發公共衛生事件刑事司法治理的審視与優化」武漢公安幹部学院学報2022年36(02)、20-25頁参照。

12) 張・前掲注11) 20-25頁参照。

5. 判決が確定した受刑者に対する救済措置

(1) 新型コロナウイルスを「乙類乙管」とする新たな規定

2022年12月26日に、国家卫生健康委員会は、2022年第7号公告を公布した。一、新型コロナウイルスによる肺炎の名称を新型コロナウイルス感染症に変更する。二、2023年1月8日より、新型コロナウイルス感染に対する中華人民共和国伝染病予防治療法に規定された甲類伝染病予防・管制措置を解除する。これによって、新型コロナウイルス感染症は、中華人民共和国国境衛生検疫法に規定された検疫感染症管理から外されることとなった。

その後、2023年1月7日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、税関総署が共同で公布した「新たな段階の感染症予防・管制政策の調整に適応し、関連する刑事事件を法に従い適正に処理することに関する通知」では、次のように規定されている。2023年1月8日に新型コロナウイルス感染に対して「乙類乙管」が実施され、検疫感染症管理から外された日から、新型コロナウイルス感染の感染予防・管制措置と国境衛生検疫規定に違反する行為については、刑法第330条伝染病防止妨害罪、第332条国境衛生検疫妨害罪に基づいて有罪とし、処罰しない。現在処理中の関連事件において、被疑者、被告人が被勾留状態にある場合、各事件処理機関は法により速やかに勾留強制措置を解除しなければならない。事件にかかわる財物が差押えられ、押収された場合、法に基づき、速やかに解除しなければならない。

本規定により、2019年末から3年間続いていた新型コロナウイルスによる肺炎の「乙類甲管」が終了した。

(2) 賀氏、韓氏伝染病防止妨害事件の判決

新型コロナウイルスに関する「乙類甲管」は確かに新規定により終了し

たが、新規定が公布された後、それ以前に有罪判決を言い渡された新型コロナウイルス感染症関連事件の受刑者の処遇に関する論議はなお継続して行われている。例えば、「賀氏、韓氏伝染病防止妨害事件」において、2022年1月22日、賀氏と韓氏は配達作業をするために大型トラックを運転して綏中県から黒竜江省牡丹江市に向かい、1月25日に綏中県に戻った。2人は牡丹江綏芬河市で発生した感染症の発生を知らず、感染予防・管制に関する規定に従わず、牡丹江綏芬河市に行ったことを報告しなかった。その後、賀氏と韓氏はいずれも新型コロナウイルスによる肺炎と診断された。綏中県で183人が感染し、7,865人が隔離され、綏中県政府は、各疫病応急処置費用約1.55億元（約31億円）の財政支出をした。遼寧省葫蘆島市綏中県人民法院は、被告人の賀氏、韓氏が新型コロナウイルスによる肺炎の感染予防・管制期間中に感染症対策を妨害したとして、有期懲役4年を言い渡した。1月8日より前に判決はすでに確定していたが、新規定が公布された後、綏中県法院は、1月13日に葫蘆島市の中級法院に再審請求を申し立てた¹³⁾。

(3) 中国現行刑法および司法解釈における関連規定

中国刑法第12条1項は、刑法の遡及力について「中華人民共和国成立後、この法律が施行される前の行為が当時の法律により犯罪とされていないときは、当時の法律を適用する。当時の法律により犯罪とされ、この法律の総則第4章第8節の規定により訴追すべきときは、当時の法律に基づいて刑事責任を追及する。ただし、この法律によれば、犯罪とされないとき、又は刑が軽いときは、この法律を適用する」と規定する。つまり、刑法の遡及力に関して、中国刑法の立場は「不遡及かつ重い刑罰の不追及の原則」という被告人に対して有利な見解を取っている。

13) 「遼寧綏中県公開宣判妨害伝染病防治案兩人獲刑四年」瀋陽晨報2022年11月21日、<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1750091161630632415&wfr=spider&for=pc>（最後閲覧日：2023年1月19日）を参照。

しかし、中国刑法第12条2項は、既判力について「この法律が施行される前に、当時の法律に基づいて下された有効な判決は、引き続き有効である」と規定する。また、1997年10月1日に施行された最高人民法院の「刑法の時間的効力の規定を適用する若干の問題に関する解釈」第10条では、「裁判監督手続に従って裁判をやり直す事件は、行為時の法律を適用する」と規定されている。さらに2001年12月7日の最高人民法と最高人民檢察院が公布した「刑事司法解釈を適用する時間の効力の問題に関する規定」の第4条では、「司法解釈の施行前に既に処理が完了した事件については、当時の法律及び司法解釈に基づき、事実及び適用法律に誤りがないと認定されたものは、これ以上変更しない」と規定されている。司法解釈も、判決が確定した事件と未確定の事件を区別しており、判決が確定した事件には行為時の法しか適用できない¹⁴⁾。以上の規定に対し、中国の通説では、中国刑法は遡及力より既判力の効力が大きいという立場を取っているとされている。

現実的に見ると、中国の急速に変遷する社会環境に既定の法律では対応できないことが多く、刑法改正の頻度も高い。1997年から現在まで、刑法は11回改正されている。そのため、行為者に有利な法律が既に確定した判決に遡って適用されることになれば、多数の既決事件の再審請求が各級裁判所に殺到し、深刻な審判不足を招くことになる。既判力の効力が遡及力よりも大きいという立場を取るのも、現実的な問題から、やむを得ないものと思われる。

しかし、新型コロナウイルス感染症に関する新たな除罪規定は、受刑者の社会的危険性とその者自身の危険性がなくなったことを示しており、彼らに対する処罰は根拠を欠くものとなる。このことを前提とすると、以前の判決の内容を維持し続けることが、刑罰の目的にそぐわないことは明らか

14) 蘇曇「審判監督程序審理案件應適用行為時法律」檢察日報2019年6月4日、https://www.spp.gov.cn/spp/llyj/201906/t20190604_420775.shtml (最後閲覧日: 2023年1月19日)を参照。

かである。正当性を欠く罰則は受刑者には受け入れ難く、安心して更生することができず、社会への憤懣や憎しみを激化させ、出所後、再犯に走ってしまうことさえある。

また、刑の執行それ自体にもコストがかかる。罰する必要のない行為者を早期に釈放させることで司法資源を節約することができ、より深刻な犯罪に対処することにも役立つ。このことは、人口が14億人にもなれば、司法資源が相対的に乏しい中国では特に切実である。

このような場合には、仮釈放制度によって受刑者の身柄を早期に釈放することが考えられる。刑法第81条は、仮釈放の条件につき、「有期懲役に処せられた犯罪者が判決で言い渡された刑期の2分の1以上服役し、又は無期懲役に処せられた犯罪者が13年以上服役し、監獄の規則を真面目に遵守し、教育および更生を受け入れ、明らかに改悛の情があり、再犯の危険がなくなったときは、仮釈放することができる。特別な事情がある場合において、最高人民法院の許可を得たときは、前記の執行刑期に制限されない」と規定する。新規定の除罪規定は、最高人民法院が仮釈放を与える特別な事情と解釈することも可能である¹⁵⁾。

また、中華人民共和国憲法第80条は次のように規定している。「中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決定及び全国人民代表大会常務委員会の決定に基づき、法律を公布し、国務院総理、副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、審計長、国務院秘書長を任免し、国家の勲章と荣誉称号を授与し、特赦令を發布し、戒嚴令を發布し、戦争状態を發布し、動員令を發布する」。特赦手続きが開始されれば、該当する受刑者の刑も免除される。特赦は我が国の憲法に規定された重要な制度であり、1975年ま

15) 「『乙類乙管』の後、疫病の蔓延を防ぐ規定に違反して有罪判決とされた人はどうなるか」頂端新聞2023年1月9日、https://mbd.baidu.com/newspage/data/landingsuper?rs=3804335676&ruk=OziDLP3Eap5HYTvQp-nHvv&sShare=1&isBdboxFrom=1&pageType=1&urlxrt=%7B%22cuid%22%3A%22juvlt_uOSa0huHas_iHauliD2u_SPvaKlunvig8Cv8_oivtojiBji_85HurDtQOEMtnmA%22%7D&context=%7B%22nid%22%3A%22news_9619060257076290686%22%7D（最後閲覧日：2023年1月19日）を参照。

でに実施された特赦はいずれも戦犯を対象とし、戦犯管理所が実施した。1982年に憲法に特赦が規定された後、2015年と2019年に2回の特赦が実施された。この2回の特赦の対象はどちらも一般刑事犯であり、刑務所、地域の矯正機関、留置所において実施された¹⁶⁾。特赦の実施の理由につき、これまでに刑を言い渡された者が、法律の変更により、新しい法律では無罪になる可能性があることも、その一つと考えられている。

日本もこのような状況に対して、恩赦で対応した裁判例が存在する。例えば、昭和48年4月4日、最高裁判所において尊属殺の罪に関する刑法200条の規定は憲法14条1項に違反し、無効であるとの判断がなされた。これに伴い、尊属殺の罪により刑に処せられた者のうち、酌量すべき情状があるにもかかわらず法定刑が死刑及び無期懲役のみであるため重い刑が言い渡されたと認められる者について、恩赦が考慮された¹⁷⁾。

さらに、横浜地方裁判所は、2006(平成18)年2月9日、「横浜事件」において、5名の被告人につき免訴を言い渡した。判決要旨は以下の通りである。(ア)被告人5名は、治安維持法1条後段、10条に該当する行為をしたとして起訴された、(イ)同法は、1945(昭和20)年10月15日に「治安維持法廃止等ノ件」と題する昭和20年勅令第575号が公布・施行されたことにより同日廃止され、また同月17日、同年勅令第579号による治安維持法違反の罪についての大赦令が公布・施行されたことにより被告人5名は大赦を受けた、(ウ)公判裁判所が公訴について実体的審理をして有罪無罪の裁判をすることができるのは、当該事件に対する具体的公訴権が発生し、かつ、これが存続することを条件とするのであり、免訴事由の存在により公訴権が消滅した場合には、裁判所は実体上の審理を進めることも有罪無罪の裁判をすることも許されない、(エ)そうすると、本件被告事件に

16) 王志亮=張曉華「我国憲法『特赦』制度的刑事法治完善」甘肅政法大學學報2022年第2期, 77-89頁參照。

17) 「昭和49年版 犯罪白書 第2編/第4章/第4節 恩赦」https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/15/nfm/n_15_2_2_4_0.html (最後閲覧日: 2023年1月19日) を参照。

新型コロナウイルスが「乙類乙管」になった後の受刑者の救済措置について（孫）

ついて、被告人5名には旧刑法363条2号（刑の廃止）及び3号（大赦）に該当する免訴事由があるから、免訴判決をもってのぞむのが相当である¹⁸⁾。二つの確定判決のいずれも、法改正により当然に刑が取り消されたわけではない。しかし、確定判決が残る不合理は日本では恩赦で対応された。

新型コロナウイルスの世界的蔓延はまさに世界に影響を与える大事件であり、新型コロナウイルスの終息に伴い、不当に収監されていた新型コロナウイルスの受刑者を恩赦によって釈放することには一定の合理性がある。さらに2021年以降、新型コロナウイルス感染症に関連して伝染病防止妨害罪で有罪判決を受けた事件はすでにかなり少なくなっており、このような事件について特赦を発表しても実務や社会秩序に過度な圧力を与えることはない。日本の経験を参考にして、新型コロナウイルスに関連する伝染病防止妨害罪に該当するが、その他の暴力的犯罪には関与していない受刑者に対しては、特赦によって不当に確定した判決を終わらせることは、中国の法治精神とヒューマンケアを示す合理的な措置であるといえる。

終わりに

新たな除罪規定は、受刑者の社会的危険性とその者自身の危険性が解消されたことを示しており、彼らに対する処罰の根拠も欠くこととなる。このことを前提とすれば、以前の判決を維持し続けることが、刑罰の目的にそぐわないことは明らかである。処罰する必要のない行為者を早期に釈放することで、中国の限られた司法資源を節約することができる。刑法改正には長期の時間を要する。司法ができることは、減刑と仮釈放を積極的に検討することである。国家機関は特赦制度を通じて、不当に確定した判決に終止符を打ち、法治精神とヒューマンケアを示すことができるのである。

18) 横浜地判平成18・2・9刑集62巻3号236頁。松宮孝明「原判決確定後の免訴事由発生と再審判決——横浜事件再審最高裁判決——」<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-1/matsumiyakeijihanreikenkyu.pdf>（最後閲覧日：2023年1月19日）を参照。